

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の基準等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項から前項までの規定は、前条第四項の規定による登録の更新について準用する。</p>	<p>（登録の基準等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（登録の公示等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 登録試験検査機関は、その氏名若しくは名称、住所、試験検査を行う事業所の所在地又は登録試験検査機関が行う試験検査の区分を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、試験検査の区分を変更して、新たに動物を用いる試験検査を行う者にあつては、第二条第一項第二号に掲げる者の資格及び経歴を証する資料並びに同号に掲げる者の雇用契約書の写しその他登録試験検査機関の同号に掲げる者に対する使用関係を証する資料を添付しなければならない。</p>	<p>（登録の公示等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 登録試験検査機関は、その氏名若しくは名称、住所、試験検査を行う事業所の所在地又は登録試験検査機関が行う試験検査の区分を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、試験検査の区分を変更して、新たに動物を用いる試験検査を行う者にあつては、第二条第一項第二号に掲げる者の資格及び経歴を証する資料並びに同号に掲げる者の雇用契約書の写しその他登録試験検査機関の同号に掲げる者に対する使用関係を証する資料を添付しなければならない。</p>
<p>3 前項の規定は、厚生労働大臣が別に定める軽微な変更については適用しない。この場合において、当該変更を行った登録試験検査機関は、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p>	<p>（新設）</p>

4 | 厚生労働大臣は、前二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止)

第九条 登録試験検査機関は、試験検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止しようとする事業所の名称及び所在地

三 休止し、又は廃止しようとする年月日

四 休止しようとする場合にあつては、その期間

五 休止又は廃止の理由

3 | 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止)

第九条 登録試験検査機関は、試験検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(新設)

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由